

告 示

埼玉県告示第九百二十号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

街区多角点 一点 復旧測量

三 作業地域

川口市川口一丁目地内

四 作業期間

令和二年七月三十一日から令和二年八月二十八日まで